

令和7年度 第2回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和8年1月26日(月) 15:00~16:10
会 場 仙台市都市整備局会議室
出席委員 恒松 良純委員、佐々木 慎太郎委員、佐々木 和之委員、
高山 秀樹委員、山畑 信博委員
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課
青葉区街並み形成課、宮城野区街並み形成課、若林区街並み形成課
太白区街並み形成課、泉区街並み形成課

【議事】

1. 開 会
2. 議 事
 - <審議事項>
 - ・デジタルサイネージへの対応について
 - <報告事項>
 - ・「せんだい景観広告賞」の実施について
3. 閉 会

【議事録】

1. 開 会
 - 司会(都市景観課 大友係長)
- ただいまより令和7年度第2回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会を開催します。

—配布資料確認—

2. 議 事
 - 司会

それでは、これより議事に入ります。

本日は委員5名全員がご出席いただいておりますので、仙台市景観法等の施行に関する規則第35条第2項の規定により、会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、規則第35条第1項の規定によりまして、恒松部会長に議長をお願いいたします。

- 恒松部会長

よろしく申し上げます。

今回の議事録の署名ですが、私と、委員名簿順ということで山畑委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日の審議については、原則として公開とし、特定の個人を認識し得る情報を扱う場合などに関する必要があるに応じて非公開とするということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) それでは、そのようにさせていただきます。

本日は審議事項が1点と報告事項が1点になります。

初めに、審議事項の「デジタルサイネージへの対応について」事務局から説明をお願いします。

・デジタルサイネージへの対応について

○事務局（都市景観課 藤原主任）

—資料1により説明—

○恒松部会長

ただいま事務局からありましたデジタルサイネージへの対応について、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○佐々木（和）委員

最後の今後の検討についてですが、これを見る限り、デジタルサイネージの規制が約2年後にスタートすることになると思うのですが、現状、まちなかを歩いたり、車で走ったりすると、結構乱立しているように見えるので、2年間そのまま自由に放置されている状態が続いてしまうのかという懸念があります。とはいえ、なかなか簡単に決められるところでもないですし、ガイドラインをつくることによって現状のデジタルサイネージがそれに抵触することもあると思うので、その間の情報発信など、お考えがあればと思ってご質問させていただきます。

○事務局（大友係長）

情報発信は必要になると思っております。現在、広告を実際に出される事業者とデジタルサイネージに限らずコミュニケーションを取り始めているところでしたので、市内に設置されるデジタルサイネージの状況などを見ながら、考えてまいりたいと思います。

○事務局（計画部 阿部参事）

もう一つは、昨年7月にできた『仙台市屋外広告物ガイドライン ー魅力ある景観広告編ー』では、「照明を効果的に使用する」というところに、夜間の見え方も考えるともお示しておりますので、設置の相談があった場合には、こういったガイドラインも活用しながら、周囲への影響にも配慮した上で設置してほしいという話は始めているところでございます。突然申請があってもすぐに許可を出すのではなく、許可などの相談があった際に活用させていただくということで、デジタルサイネージは特に意識づけを始めているところです。

○佐々木（慎）委員

製作する側の立場ですが、第一種許可地域は住宅地がほとんどだと思いますが、その中にある病院などでデジタルサイネージや電光掲示板を使いたいという先生が結構いらっしゃる、看板屋に話が来れば、規制があるなどの話をするのですが、医療メーカー、例えば日立の機械屋などが動く場合も多いです。デジタルサイネージや電光掲示板自体はネットで簡単に買えてしまいますので、取付けだけ「看板屋よろしく」などというのが結構あるので、

看板屋や広告代理店以外にも情報発信が必要なのではないのかと思っています。

○事務局（阿部参事）

先ほどのようにガイドラインはお示ししていますが、明確な誘導の基準など、住宅地としてはどうかなどをこの部会で揉んでいただくことになっており、その参考として、今後画像のシミュレーションもご提示できればと考えております。今のところ住宅地で相談が来たときは、普通の照明付広告の扱いで許可していると思いますが、特に夜間の住宅地では、深夜の住環境、就寝時間に関する影響なども呼びかけていこうと思っています。あわせて、どの場所がふさわしいのか、また、場所によって明るさを変える、字が動く、止められる、あるいはタイマーセットで点灯する時間をコントロールできるのか、どこまでできるのかも確認しながら対応していきたいと思っています。

○恒松部会長

病院や個人クリニックなどで掲出しているのは、仙台市内に結構あるのですか。

○佐々木（慎）委員

仙台市外に多くあります。栗原などは多くあって、仙台市内は中々ないのですが、話は結構来ます。

話が来て、いろいろな規制、例えば特殊照明装置扱いになるので許可が必要とお伝えすると、「じゃあ、いっか」となることが多いです。ただ、病院の先生方にも情報が回るのが速く、どんどんいいものを見つけて、これどうか、あれどうかと相談にきます。

○恒松部会長

相談がなければ、やってしまうかもしれないですね。

○佐々木（慎）委員

場所によりますね。やはり地方、郊外になれば大きくしないと目立たないなどの感覚があるので、仙台市内はまだそこまで大きいのは見たことはないような感じはします。

○山畑委員

今少しお話がありました輝度の問題など、数値的なものもあると思いますし、サブリミナル的なものの禁止など、そういったことも多分今後詰めていく必要があるのではないかと考えておりますが、そのあたり聞かせていただければと思います。

○事務局（大友係長）

輝度に関しては問題意識を持っており、特に朝と夜だけではなくその間の時間帯などの検討も要るのではないかと事務局内で話をしておりました。

サブリミナル的なものは、表現内容に含まれるので、どこまで立ち入るのか、担当者の中で議論を始めたところであり、検討してまいりたいと思います。

○事務局（阿部参事）

補足ですが、テレビの放送規定で、オーロラビジョンなどをやるときにもサブリミナル効果が謳われておりまして、何秒に何コマなどといった基準があり、その中に変な動画を差し込んだりしないようにというような規定もあるようなので、デジタルサイネージもテレビの基準を採用できるかというのを、色々な報告書にも書いてあるので、今度提示してまたご議論いただければと思っております。

○恒松部会長

その基準は、国では持ち合わせているのですか。

○山畑委員

NHKと日本民間放送連盟ですね。

○恒松部会長

特に広告物に関しては、規定は国では設けておらず、検討する余地もないというか、今のところ予定もないということですね。

○高山委員

制限イメージの中で、一種、二種、三種と許可地域が分けられていますが、普通の看板広告ですと、二種も三種と同じような扱いで問題ないのかもしれないですが、デジタルサイネージになると、やはり明るさなどいろいろな問題があるので、住居系に近いところというのは、設置した後に問題などが発生する可能性があるという気がするので、ここをもう一区切り、二種と三種で区分してもいいという感じがします。

今は、商業地域にもマンションが建ち、お祭り、イベント等による騒音が一部問題になるケースも発生しています。同様に、住まれる場所なので、それを考えると、二種許可地域と三種許可地域の線引きをしてもいいのではないかという感じがしていました。

○事務局（大友係長）

現状ですと、仙台市の制限区分は参考にした横浜や福岡と異なり、一種、二種、三種と複数の用途地域をまとめた許可の制限区分を持っているのですが、今高山委員がおっしゃったように、その区分においても、必ずしももとの趣旨によらない土地利用がされているというのは確かにあり、我々も今調べ始めているところです。例えば、商業系の地域においても、居住用のマンションが建っているという現状はあります。今、事務方としては、基準の中でどこまで規定できるかもありますが、マンションの方向になるべく向けない、住宅が近い場所は夜に消灯する、といったようなサイネージの周囲に関する影響も検討に入れていかなければならない、ということを考え始めたところでございます。

○恒松部会長

この許可地域は、基本用途地域で分類されているのですか。屋外広告物規制図の凡例のところですか。

○事務局（阿部参事）

今お手元には仙台市の都市計画総括図をお配りしていませんが、この会場の壁に貼ってありますのでご覧ください。この中で、中心部の商業地域のほかに、黄色系が住居地域、グリーン系が大体住宅団地で、緑が低層住居専用地域になっており、屋外広告物規制図の禁止地域と沿線の許可地域が広告物規制地域とリンクすることになっています。都市計画図の住居系は緑色なのですが、屋外広告物規制図の禁止地域は禁止であることを明らかにするため、反対の色で示しており、閑静な住宅地ほど実は禁止地域なので赤が多くなっているというのは、下図の地形図がそのような戸建住宅地専用地域になっているところで読み取れます。広告物の規制地域は都市計画の用途地域や高速道路、新幹線沿線などに分けられています。

○佐々木（慎）委員

交差点周辺などに規制をかけることあると思うので、もう少し話が煮詰まってきたら、警察関係の方も参考意見などを言ってもらえるような機会があればと思います。

○事務局（大友係長）

まずは他都市のヒアリングを実施したところですが、警察協議をしている自治体も多いということもあり、我々も内容の整理が進み次第、警察との協議を実施したいと考えています。

○事務局（阿部参事）

お手元の屋外広告物例規集をご覧ください。25 ページに禁止広告物の規定があり、色あせ、汚染、破損したものは当然掲出できないのですが、それ以外に信号機、あるいは道路標識に類似し、その行為を妨げるおそれのあるものなど、交通安全を阻害するおそれのあるものは禁止広告物と位置づけています。ただ、これには数値基準がないので、ガイドラインなどで誘導基準を設けている一方で、147 ページのⅡ-3-1に交差点付近の広告物についての取扱いということで、取扱事例をホームページ等でもこの例規集を示しているのですが、「信号機、道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるおそれのあるもの」でないということを確認するために、申請者は所轄の警察と協議を行って、図面等に何々警察署と協議済みと明示して、安全確認をしていただいています。

ただし、これは新規許可の場合なので、後から交差点ができたときはその協議はありません。後から道路が開通するなどして、一方向だったものがT字や交差点になった場合についてまでは言及していませんが、新たに設置する際に、信号機等の効用のおそれがないかの協議をしてくださいと呼びかけをしております。申請図面の中にもいつ警察協議したということは、申請者の責任で明記していただいています。

今回はデジタルサイネージで、特に運転手向けの事故防止の観点もありますので、警察の関係部署に我々も出向いて説明したいと思っています。場合によっては警察からも意見書か何か頂けるかもしれません。

○佐々木（慎）委員

国分町アーチを作ったときに実際こういうことをやっております、中央警察署に伺って、高さ、図面、LEDの色のサンプルを持っていき、その場で全部警察の方に見てもらって、この色がいいといった指導の下で進めたという経緯があります。

○恒松部会長

それは指導する警察側は根拠があるのですか。

○佐々木（慎）委員

あったのかは分かりません。

○恒松部会長

経験則ですね。

○佐々木（慎）委員

仙台市発注ではなく、国分町親交会、要は民間の仕事なので、協議というべきなのかですが、信号と被ることもあるなど、やはり色を気にされていたので、サンプルを見せて確認をした上で色を決めてもらいました。

○事務局（阿部参事）

道路区域の中に広告物があるときは、道路部門や警察が必ず関わるのですが、名古屋などでは、道路区域でない民地側に設置するときはこの適用をしています。道路占用の際に道路管理者から警察協議はどうなっているのかと必ず聞かれるので、道路の中にあるアーケードなど、そういったものは必ず警察に情報が行くようになっています。今回は、道路区域でない沿線の民地についてこうした協議を誘導しています。

○高山委員

そうすると花京院の交差点にあるデジタルサイネージを設置するのも警察と協議してOKが出ているということですか。

○佐々木（慎）委員

協議していないと思います。結局民地のものなので、していないような気がしますが、どういうふうにして許可出したのかは気になります。

○高山委員

交差点で表示する広告物については、警察と協議済みである旨明示するとなっているのですよね。

○事務局（阿部参事）

条例上の基準でないので、協議してきてくださいという取り扱いなのですが、改良または、新設するときはどうだったのかまでは、今は把握していません。

○佐々木（慎）委員

あの場所はもともと普通の看板がついていたのですが、撤去して、デジタルサイネージを入れています。

○事務局（阿部参事）

その躯体を利用して、看板だけを変えているので、そこは我々も、もっとこういう周知をしなければならないと思っています。

○高山委員

既存の広告物を撤去して、新たにデジタルサイネージにするときは許可など必要ないのですか。

○佐々木（慎）委員

変更届は実際必要になるとは思いますが。

○事務局（阿部参事）

商業地域などの許可地域ですと、広告板の場合、貸し看板ではなく自己用の場合に 15 m² 以下は許可手続が不要になっているので、当然許可はありません。しかし、そこをデジタルサイネージなどに変更改良された際の手続きが漏れた場合は追う手段がなかなかなく、即時対応ができないことがあるので、気づいた後に、どうなっているか確認することや、あるいはデジタルゆえに表示内容のコントロールが容易にできるので、輝度を落とす、などといった話はします。ですので、そういった既存の改良で面積が小さく、もともと許可の不要な面積要件だったものを改造してデジタルサイネージにしたものについては、事後になりますが、ガイドラインなどを使って気をつけていただきたいという話をします。デジタルサイネージは今後どんどん広まっていくことが予想されますので、あらかじめ誘導基準をつくり、映像基準の質について周知をして守ってもらえるのか、守られない場合にさらに許可基準まで持っていくのかは、方向性を見定めたいと思っています。

○高山委員

今後、そのガイドラインや条例などが定められた場合、今度は、それに反するデジタルサイネージ等に対して撤去などはできないでしょうから、注意やお願いなどはしていくような形になるのですか。

○事務局（阿部参事）

そうですね。

○山畑委員

先ほどの 147 ページの交差点付近という、その付近について定義はあるのですか。例えば今回だと 5 m など、今回は数値を具体的に決めるのですか。常識的な「近く」のような形とすると、ここは交差点付近じゃないなど主張されたときどうするのか。

○事務局（阿部参事）

交差点といっても、大きい交差点のことをイメージしておりまして、住宅地まで含めた全ての交差点というよりは横断歩道や信号機のある交差点と定義したいと思っておりますので、普通の区画道路の中の交差点というのはあまりイメージしていません。

○山畑委員

あと、今後いろんな展開が考えられますが、いわゆる広告宣伝車も今回ここで対応するのかですか。結構増えてきているような気がしますし、この間も実際に電子看板を持って歩いている人がいるなど、そういう広告の仕方も増えてきていますので、そのあたりは今後検討していくのかお聞きしたいと思います。

○事務局（大友係長）

移動広告物に関するものは確かに増えております。現状、仙台市は移動広告物には特殊照明装置と呼ばれる、デジタルサイネージも含め、点滅する装置をつけて走行してはならないという基準があります。山畑委員がおっしゃった電子ペーパーのような、液晶ディスプレイを前後に担いで歩く掲出方法も実際にやられている会社があった、というのは我々も把握しておるところです。現状の屋外広告物条例の基準では禁止しているという状況にはないのですが、そういったものが増え、今後も増加するのであれば、今回の整理の中で一緒にやるのか、また別のところでつくるのかは決めてはいないのですが、条例の中で対応が必要かどうか、考えていきたいと思えます。

○佐々木（慎）委員

音はどうか。移動広告物の音、「バニラ、バーニラ」と流れているものなど、子供が口ずさむもの、ああいうのはどういう規制を考えていますか。

○事務局（大友係長）

屋外広告物条例では、音は制限の対象にしておりません。仙台市公害防止条例などの中では音量の制限はあるのですが、今まちなかで流れているのは、音量がうるさいというよりは、広告の内容がふさわしくないという、忌避感のようなものが寄せられています。それは認識していますので、屋外広告物条例の中で整理できる話、もしくは他の条例等で制限していく必要があるのかというのも、関連部署等も含めて考えていかなければならないところですが、屋外広告物条例で制限するという事は、現状では難しいと考えています。

○事務局（阿部参事）

屋外広告物の定義では、石なども含めて工作物等に設置するものは広告物なのですが、空中に投影されるものや、人や動物につけるものについては、工作物に設置しているという定義から外れるので、屋外広告物条例からは外れます。従って屋外広告物条例と屋外広告物法では面積制限はできるのですが、表示内容と音量については、面積制限はできるのですが、音は広告物条例の対象外なので、仙台市公害防止条例や、青少年健全育成条例、迷惑行為防止条例など、そういったところで対応しないとなかなか難しいのと思っています。例えばち

うどん屋などに似た感じで、今は声がけもせず、ただ歩いているのを見るというのがデジタルサイネージで出てきている問題点です。規制の隙間を縫って出てきていると。ですので、屋外広告物関係法令以外で今度、市民の方がいわゆる眉をひそめるような広告については別途検討しなければならないと思います。

○恒松部会長

トラックなども小型化していますので、コンパクトになって、これだったら問題ない大きさでしょうという感じのものが増えている気がします。

現状、市民の方から問題提起のようなものは出ていますか。例えばデジタルサイネージで、あの場所のあれはどうなんだ、といった指摘はありますか。

○事務局（阿部参事）

ビルの自社広告などで許可も要らないような内照看板についてですが、LEDは直進性が高いので、マンションにお住まいの方で同じ高さの階にいる人だけは夜まぶしいので、何とかできないかという声が寄せられるケースがあります。それと、店舗営業中でも広告物がまぶしいから消してほしいという声もあるのですが、営業時間外は消しましょうとガイドラインで言っているのですが、営業中も消しましょうとは言えません。これはいわゆる広告ではなくまぶしさの話なので、文字など絵が表示されなくても、明かりだけでもまぶしいって言われてしまうと、別の問題で難しいです。生活環境など、いわゆる光害に対する対応というのはまた別途出ると思います。

○恒松部会長

デジタルサイネージに対するご意見は今のところはあまりないのですか。

○佐々木（慎）委員

国分町でまぶしいと言っていた例があります。2階ぐらいの壁面につけていたデジタルサイネージがちょうど向かいのビルの2階のお店のガラス越しに位置しているので、丸見えだったらしく、「すごくまぶしいので、何とかならないですか」とお店から私のところに来て「分からないですが、聞いてみます」と対応したことはあります。ですので、そういう人もいるということです。

○事務局（大友係長）

決して多いという状況ではないのですが、やはり年に1件、2件ご意見をいただくというケースはあります。

○恒松部会長

住宅地や、一般国道の付近まではない、というところですか。

○事務局（阿部参事）

今、その声が寄せられているところが、大体向かい側が大きな店舗などある商業地域、近

隣商業地域にあるマンションの方がというのが多いので、住居地域とまた違います。

○恒松部会長

特殊と言っては失礼ですが、少し特殊な環境ではあるということですね。

○佐々木（慎）委員

郊外では夜間に消しているところもありますよね。何時に消しているのかは分かりませんが、消したりしているところもあるとは思っています。

○恒松部会長

自己用の場合は、コンテンツも自由なのですか。

○事務局（大友係長）

屋外広告物条例の中でコンテンツの制限は基本的にないので、基本的には自由です。

○恒松部会長

自社で設置して申請しなかったが、後から他社のコンテンツを流すというのは規制できるのですか。

○事務局（阿部参事）

それは許可基準があり適用除外になりませんので、分かったときには許可の指導、あるいは基準に合わせる指導をしています。

○佐々木（慎）委員

今、まちなかに出ているデジタルサイネージは、高山委員が言われた花京院のところなど、どういうふうに許可が出ているのかを知りたいと思います。警察で協議は当然していませんから、許可がどういう基準で、どうやって許可出したのかということですね。ほかにも、新幹線の高架よりも高いかもしれない場所で許可を出しているものなど、いろいろあると思うので、まちなかで結構目立つようなところ、それがどういうふうに許可が出ているか。花京院も、ロフト近くの細長いデジタルサイネージが薬局の上にあり、あと西道路の出口にもあるので、どういうふうに出ているかというのは、どういうふうに許可を出すのか参考にしたいと思いました。

○山畑委員

発光するものでなくて、投影するプロジェクションマッピング的なものは、今回のデジタルサイネージの範疇に入れて検討するのでしょうか。

○事務局（大友係長）

2回前の部会になりますが、対象とするデジタルサイネージの中には、ビジョンを想定してしまいがちではあるのですが、プロジェクションマッピングのようなものも、今後は検討の対象に入れて整理する必要があると考えています。

○恒松部会長

対象で今後考える可能性が高いということですね。

頂いている資料の2ページ目の前回の部会の振り返りで、さっきの話で少しクリアになったのですが、この下の青い部分は、認知対応だから、特に警察との協議などではなくて、この部会の中で方向性を決めて検討しても大丈夫という内容でいいですか。

○事務局（大友係長）

車両運転手の視線を誘引するデジタルサイネージについては何らかの制限を考えていかなければならない、というのを前回の部会で伝えさせていただき、事務局から2つ検討の方向性を挙げていたのですが、もう一つ、交差点以外などでも視線を誘引する可能性があるのではないかと、という着目点をいただいたところです。仙台市として、今後、どういうふうな制限にしていくべきかというのは、部会の中でご意見をいただきながら整理していくのですが、決定する中では、警察との協議も併せて行って、整理していければと考えています。

○恒松部会長

警察側が考えているそういう基本的な考え方のようなものがあれば、情報をいただいてということですか。

○事務局（大友係長）

情報をいただければそれに越したことはないのですが、特にそういうのがない場合でも、我々からご相談申し上げた上で、進めてまいりたいと考えております。

○恒松部会長

それから、名古屋と横浜と福岡の例ですが、今、この3都市はこれで走らせていて、特に問題は発生していないということでもいいですか。何か困っていることや、対応しきれていないといった情報はあるのですか。

○事務局（藤原主任）

現状の中で問題点あるかというヒアリングはしましたが、特段大きな問題点はなかったところではあります。

○恒松部会長

それぞれの都市の特色があるので、必ずしも、というところはあると思いますが、今のところ、大体対応できているということなのですかね。分かりました。

それから、交差点の距離の、福岡の30mがいいのかどうかというのもありますが、他の5mって狭くないかと思うのですが、大きい交差点部だったら、歩道から少し離れたくらいでも、エリア外となってしまうのではと思ってしまっているのですが、公開空地などが設けられていたら全然建物が入らないですよ。この5mの根拠はあるのですか。横浜と名古屋の5mと、福岡の30m、福岡は大胆にいったなと思いつつ見ているのですが。

○事務局（藤原主任）

ヒアリングをしたところ、答えとして返してくれたのが名古屋市で、範囲などは県警との協議を進めたというところで、それがなぜ5mなのかというところまでは回答は得られていない状況です。

○恒松部会長

分かりました。

これは感想なのですが、この考え方は、明らかに車で走って来て、車が停止した状況で発進するときに見える、見えないかの話ですよ。しかし結局、車は信号が青だったとすると、ある一定の距離から一定の速度で交差点を視認して進入していくと思います。そのときに信号の上に映像があると、信号を見ているつもりだったが、信号の上の視界に映像が入ってくるといったときに、ドライバーの意識を映像に持っていくことは十分できるのではないかと感じるのですが、そこへの考慮がないのではないかという気がします。あまり気にしなくていいのですか。

○事務局（大友係長）

他都市では、デジタルサイネージの設置高さが信号機の2倍 15m以上であれば、運転手の視線を誘導しない範囲として決めたのだと考えています。

○恒松部会長

しかし、結局、直進道で交差点が視認できる場所だと、50mくらい先から交差点は認識できますよね。ある一定の速度で走っていたときに、チラチラ動いているものがあるとしたら、そちらに目が行かないかと思うと、そもそも交差点部の映像がいいのかが引っかけられます。ですので、これはそういう検討自体をしなくていいのかということを感じます。ただ特に解決策は持っているわけではなく、純粋に疑問に感じたというところなので、何か情報あるといいと思います。

○事務局（阿部参事）

そういう観点も含めてもう少し情報を収集したいと思います。

○恒松部会長

ほかは、よろしいでしょうか。

次に、報告事項に移りたいと思います。

「せんだい景観広告賞」の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

・「せんだい景観広告賞」の実施について

○事務局（都市景観課 田原主任）

—資料2により説明—

○恒松部会長

ありがとうございました。ご意見、ご質問、ございましたらお願いいたします。

○山畑委員

この応募資格、表彰対象の中に広告主、いわゆる店舗オーナーも入っていますが、周知先は商店街なども対象にしているのでしょうか。いなければ対象にしてもいいのではないのかと思います。

○事務局（都市景観課 田原主任）

はい。ガイドラインに掲載した店舗など、商店街等にも周知させていただく予定です。

○事務局（阿部参事）

商工会議所にもPRをお願いしていただこうと思っています。よろしくお願いします。

○恒松部会長

令和7年7月に商店街など色々なところに周知してカードを配られていますよね。

○事務局（大友係長）

商店街にも周知はしています。ガイドラインの完成と一緒に、こういった表彰制度も翌年以降やっていく予定です、ということはお伝えしています。制度の詳細はまだ決まっていないタイミングで周知を始めましたので、今後も引き続き、実際の応募に結びつくよう周知をまいります。

○恒松部会長

説明に参加された団体など、皆さんの反応はどうでしたか。

○事務局（大友係長）

初年度というのものもあるのか、控えめな方が多かったかもしれません。応募がたくさん来るように、我々からの働きかけというのでも継続してまいります、団体の皆様にはぜひ積極的な応募をしていただければとは考えています。

○高山委員

応募資格の表彰対象で、広告主とデザイナーと施工者とありますが、そういう賞に一番応募したがるのは誰でしょう。

○佐々木（慎）委員

デザイナーや建築士ではないでしょうか。

○高山委員

ですよね。デザイナーに強くアピールする手段として、デザイナーの会などあるのですか。

○佐々木（慎）委員

建築士事務所を持っている方は建築士会から流せば済むでしょうが、そうじゃない人もいると思います。

○事務局（大友係長）

建築士会でも、実際に説明会にも来ていただいた方もいらっしゃいますし、景観総合審議会の小林委員を通じて、建築士会内の周知にもしていただけるということでしたので、そういったものを通じて、知っていただけるといいと考えています。

○高山委員

より多くの方に応募いただきたいですね。

○佐々木（慎）委員

「OH！バンドス」はどうですか。

○事務局（大友係長）

一般市民いずれも応募対象になるというものではないので、市政だよりなどでの募集もバランスをどう取ろうか、事務局でも悩んだところですよ。

○佐々木（和）委員

対象年は、初回は設置年の制限はないのでしょうか。

○事務局（大友係長）

制限はありません。

○佐々木（和）委員

応募資格が3つあります。広告主とデザイナーと施工者、これは揃っている必要はないのですか。広告主だけでも出せるのですか。

○事務局（大友係長）

3名1セットとした理由としては、掲出されている権利関係を想定しており、応募いただくにあたっては、対象となる方のご承諾も併せて取っていただくのが好ましい、と考えています。資料には書いていませんが、他都市ですと他薦で受け付けている自治体もありますが、やはり後々、権利上で、トラブルになることがあると聞いておりましたので、今回はまず自薦でやってみようと考えています。

○佐々木（和）委員

この広告賞は、広告主と一緒にすることによって、業者側が次もお願いされるのを期待しているところもあるので、この制度はいいかと思います。

○高山委員

例えば広告主が単独で応募とした場合、表彰はデザイナーも施工者も受けるということですか。

○事務局（大友係長）

そのとおりです。初年度なので、どういった状況になるか、やってみないと分からないところはありますが、まずは一度やってみたいと思います。

○恒松部会長

店先やビルファサードも対象ですよ。

○事務局（大友係長）

店先も広告物とですので対象となります。

○恒松部会長

建築だと、設計者が応募して、オーナーが現地調査を拒否することが過去にありましたが、広告物だから関係なく、みんなが見られるということですね。

○高山委員

堀前景観総合審議会会長の店先づくりに関わった店舗もOKなのですね。

○事務局（大友係長）

はい。

○佐々木（和）委員

今回つくったガイドラインにかなり写真載っていますが、そこにはぜひ出していただきたいですね。

○事務局（阿部参事）

全部にお声がけしたいと思っています。

○佐々木（和）委員

そこが受賞すると美しいですよ。

○事務局（大友係長）

その可能性もあります。

○事務局（阿部参事）

そこは色々な方面に取り上げていただいて、また真似をしていただくなど、よりいいものを広げていただくきっかけにしていだければと思います。

○高山委員

副賞はありますか。

○事務局（田原主任）

表彰状と店舗に置ける小さめのレリーフのような楯を予定しています。

○恒松部会長

結果は市の広報誌などで出したりするのですか。

○事務局（田原主任）

市のホームページにも掲載する予定です。

○事務局（阿部参事）

当然、表彰についてのプレス発表もしますので、記者投げ込みをし、取材に来ていただきたいと思っています。そこで、できれば審査委員長から講評をいただきたいと思っています。

○高山委員

こういう業界の専門誌はあるのですか。

○佐々木（慎）委員

看板はあるのですが、景観はないですね。

○高山委員

そういうもので全国的に取り上げていただいたりするなどもいいですね。

○佐々木（慎）委員

やまがた広告景観コンテストでは、取材は来ているのですか。

○山畑委員

必ず新聞が来ます。

○佐々木（慎）委員

ですね。業界誌はあるので、言えば取材は来ますが、一般にはなかなか出回りません。

○高山委員

業界で広がっていただくのもまた次の応募などにもつながると思います。

○佐々木（慎）委員

前はそういったものがありました。景観コンテストがどこで行われるというのが何か所か載ったので、それは可能だと思います。

○高山委員

仙台市でもそういう取組しているということを認知いただくという意味でもいいのではないのでしょうか。

○事務局（大友係長）

記者クラブには、投げ込みしたいと考えておりますので、記事にさせていただき、お店オーナーなどの目に留まることを期待し、働きかけはしていきたいと思えます。

○恒松部会長

ぜひ多くの方が応募してくれるような状況になってくれればと思います。

4月に募集開始だと、いつから改めての広報を始める予定ですか。

○事務局（大友係長）

具体の日程までは組んでいませんが、早ければ年度内からと思っています。

○恒松部会長

もう準備は大体済んでいるのですか。

○事務局（大友係長）

チラシの準備など、少し時間のかかりそうなものから始めておりました。ホームページなども順次進めてまいります。

○恒松部会長

ほかはいかがでしょうか。もし何かあれば、もうあまり時間ないと思えますので、ご意見があればすぐに事務局に寄せていただければと思います。

事務局も、皆さんからいろいろご意見等ありましたので、それ踏まえて実施に向けて準備いただければと思います。

それでは、本日の議事、これにて終了させていただきたいと思えます。進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会